

宮代町告示第174号

宮代町国民健康保険税の普通徴収に係る納付方法に関する要綱を次のように定める。

令和7年8月29日

宮代町長 新井康之

宮代町国民健康保険税の普通徴収に係る納付方法に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮代町国民健康保険税条例（昭和30年宮代町条例第22号）

第11条に規定する普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法に関し必要な事項を定めるものである。

(普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法)

第2条 普通徴収に係る国民健康保険税の納付の方法は、原則として口座振替の方法による。ただし、口座振替によることができないときは、納付書その他の方法によることができる。

(委任)

第3条 この要綱に定めるもののほか、普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。